

あなたの街の法律家 行政書士

行政書士は、許認可・登録申請、遺言や相続、いろいろな契約、届出などの相談や書類の作成をサポートしています。

岡山県行政書士会は、会員である行政書士が取り扱う各種業務、例えば、官公署に提出する許認可・登録申請、遺言・相続に関すること、そのほかいろいろな契約、届出などの相談、書類の作成、また、社会貢献事業として無料相談会の開催や自転車事故に限る裁判外紛争解決手続（ADR）についての広報活動に積極的に取り組み、行政手続などの円滑な実施に寄与することにより、行政書士制度の普及・浸透を図り、行政書士の役割について住民の方々に理解を深めていただくとともに、身近な相談相手の『街の法律家』として活用していただけることを願っています。

「行政書士制度」について説明します。



全国行政書士会 公式キャラクター
「ユキマサくん」

1 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。（行政書士法第1条の2、第1条の3 行政書士の業務）

- (1) 官公署に提出する書類を作成すること
- (2) 権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること
- (3) 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続

- (4) 当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること
- (5) 行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の申立て、再審請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること

ただし、この業務は、日本行政書士会連合会が実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる

- (6) 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- (7) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること

※ 上記の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（法第19条第1項）。

※ 行政書士法人は、上記（1）から（7）の業務のほか、定款で定めるところにより、行政書士が行うことができる業務のうちこれらに準ずるものとして総務省令で定める業務を行うことができます（法第13条の6、行政書士法施行規則第12条の2）。

ただし、（5）に係る業務は、「特定行政書士」の社員がある行政書士法人に限る

- 2 行政書士となるには、行政書士試験に合格するなど、一定の資格を得た上で、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けることが必要です。（法第6条、第6条の2 行政書士登録）

◆ 行政書士となる資格を有する者（法第2条）

- (1) 行政書士試験に合格した者
- (2) 弁護士となる資格を有する者
- (3) 弁理士となる資格を有する者
- (4) 公認会計士となる資格を有する者
- (5) 税理士となる資格を有する者
- (6) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当

した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上（学校教育法による高等学校を卒業した者などにあつては17年以上）になる者

※ 登録を受けた行政書士が共同して行政書士法人を設立した場合も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出る必要があります（法第13条の10）。

【日本行政書士会連合会】 <http://www.gyosei.or.jp/>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL：03-6435-7330

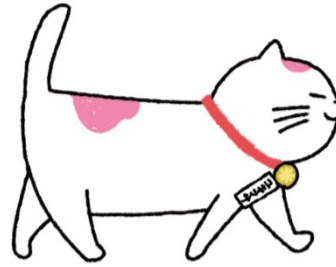


全国行政書士会 公式キャラクター
「ユキマサくん」

3 行政書士試験は、総務大臣が定めるところ（平成 11 年自治省告示第 250 号）により都道府県知事が行うこととされていますが、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に委任することができます。現在は指定試験機関である(財)行政書士試験研究センターが全国统一試験を年 1 回（毎年 11 月第 2 日曜日）実施しています。（法第 3 条、第 4 条 行政書士試験）

【（一財）行政書士試験研究センター】 <http://gyosei-shiken.or.jp/>
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階
TEL : 03-3263-8050

4 行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分並びに行政書士会に対する監督は都道府県知事が行い、日本行政書士会連合会に対する監督は総務大臣が行うこととされています。（法第 6 章、第 7 章）



全国行政書士会 公式キャラクター
「エキヤマくん」

